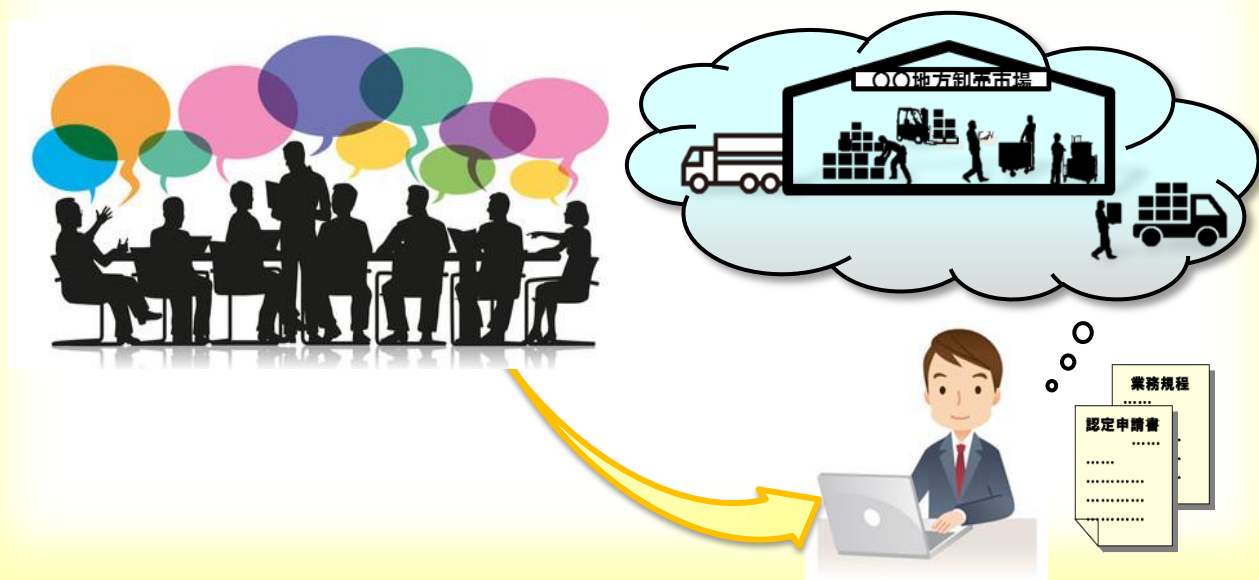


～地方卸売市場関係者のみなさまへ～

2020年6月より、卸売市場の制度が変わります！

2020年6月21日より、改正卸売市場法が施行され**卸売市場の制度が新しく変わります**。改正卸売市場法に基づく認定を受けたい場合には、既に許可を受けている地方卸売市場も、改めて**県知事への認定申請**を、中央卸売市場は、**農林水産大臣への認定申請**をする必要があります。



認定申請には、**認定申請書**に必要事項を記入し、**業務規程**等の資料を添付して提出していただくことになります。

申請の際は、茨城県農業政策課に御相談のうえ、卸売市場の所在する市町村へ、申請書に必要資料を添えて御提出いただきますようお願いいたします。

申請書と業務規程の内容は裏面をチェック！

認定申請に必要な主な書類※

認定申請書

※法令，要領に基づく添付書類も提出いただく必要があります。

記入事項	記入内容
開設者の名称等	開設者の名称及び住所並びに代表者の氏名
卸売市場の名称	〇〇地方卸売市場
卸売市場の位置及び施設に関する事項	位置，施設の名称，面積，設置年月日
卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項	取扱品目 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み
卸売市場の業務の運営体制に関する事項	組織図（各部門を担当する役員の氏名，担当業務の従事職員数及び業務の概要）
卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項	収支の状況（直近年度のB/S，P/L，申請年度のB/S，P/Lの見込み）長期借入金及び起債の返済・償還計画
卸売市場の卸売業者に関する事項	卸売業者の名称，代表者名，取扱実績，純資産額，経常損益
卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項	仲卸業者数，売買参加者数 関係事業者数

業務規程

1. 卸売市場の業務の方法

- ① 卸売市場の業務の運営に関し、**取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしないこと**（開設者）
- ② 卸売の**数量，価格等を公表**すること（開設者）
- ③ 取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な**指導・助言，報告・検査，是正の求め等の措置**をとることができること（開設者）
- ④ **卸売業者の売買取引の方法**
- ⑤ **取引参加者の決済の方法**

2. 取引参加者が遵守すべき事項

- ① **売買取引の原則**（取引参加者）
- ② **差別的取扱いの禁止**（卸売業者）
- ③ **売買取引の方法**（卸売業者）
- ④ **売買取引条件の公表**（卸売業者）
- ⑤ **決済の確保**
 - ・業務規程で定められた方法での決済（取引参加者）
 - ・事業報告書の作成等（卸売業者）
- ⑦ **売買取引の結果等の公表**（卸売業者）
- ⑧ **その他の遵守事項**

取引参加者の意見を十分に聴いた上で、地方卸売市場の受託拒否の禁止、商物分離、第三者販売、直荷引き、自己買受などを定めることができます。

！ 改正卸売市場法に関する情報は、農林水産省ホームページにも掲載しています！

（URL：<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/>）

農林水産省 卸売市場情報 ×



WEBで検索

農水省HPのQR
コードはこちら→

